

各自動車運転代行業者 様

福井県地域戦略部交通まちづくり課長

自動車運転代行業の随伴用自動車の表示方法等について（通知）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第17条では、随伴用自動車に関する表示義務が規定されています。随伴用自動車の表示（車両の側面表示および表示灯の表示）については、一部不適切な事例が確認されていることから、今般、その表示方法等について改めて周知いたします。

各事業者におかれましては、下記のとおり、随伴用自動車の表示を適切に実施するようお願いいたします。

記

1 随伴用自動車の側面表示について

随伴用自動車の側面表示については、以下の事項を遵守してください。

(1) 表示事項

- ・認定を受けた都道府県公安委員会の名称および認定番号
- ・自動車運転代行業者の名称または記号
- ・「代行」および「随伴用自動車」の文字
- ※「タクシー」、「TAXI」、「ハイヤー」等、旅客自動車運送事業用の自動車と誤認させる事項を表示しないこと。

(2) 表示方法

- ・表示はペンキ等による横書きとすること。

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| ○ 「ペンキ等」に含まれるもの              | } |
| ・ペンキ                         |   |
| ・カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム |   |
| ・ステッカー                       |   |
| ○ 「ペンキ等」に含まれないもの             |   |
| ・ガムテープ等による貼付け                |   |
| ・マグネット板（接着したものを含む）           |   |
|                              |   |
|                              |   |
|                              |   |

※ 裏面あり

- ・ 文字の大きさは縦横それぞれ5 c m以上とすること（数字やアルファベットについても原則同様であるが、ひらがなおよび漢字のフォントサイズが縦横5 c m以上であることを目安とする）。
- ※ 促音（小さい「っ」）、拗音（小さい「ゃ」「ゅ」「ょ」）等の一般的に他の文字よりも小さく表示される文字については、十分に見える表示であれば縦横5 c mより小さくても構わない。
- ・ 公衆および利用者に見やすい表示とすること。例えば、文字の色が車体の塗色と同系色である、著しく線が細い等の不鮮明な表示は認められない。

(3) 表示箇所

随伴用自動車のドア側面（窓ガラスを除く）

2 随伴用自動車の表示灯（行灯）の表示について

随伴用自動車に表示灯（行灯）を装着する場合は、以下の事項を遵守してください。

- ・ 表示灯の面に「代行」という文字が鮮明に表記され、かつ、他にも文字表記（事業者の名称等）があるときには、それらの文字よりも「代行」の文字が小さくならないこと。
- ・ 形状は鋭利な角や突起がないこと。

【担当】

まちづくり推進グループ 渡邊

TEL：0776-20-0724

FAX：0776-20-0729